

# 多摩市パートナーシップ制度 利用の手引き

表紙のレインボーカラーは多摩市独自のデザインで、LGBTをはじめ多様な性への尊厳を表現しています。さらに、「女性に対する暴力をなくす運動」のシンボルであるパープルリボンなど、人権を守る運動のリボンとカラーをモチーフにし、真の男女平等参画社会の実現に向けて垂直・水平方向に広がっていく世界観を表現しています。

# 目次

- 多摩市パートナーシップ制度とは・・・・・・・・・・・・・・・・P2
- 多摩市パートナーシップ制度の目的・・・・・・・・・・・・P2
- 用語について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
- 制度を利用できる方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3
- 制度利用の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4
- 必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5
- 交付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6
- 記載事項の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7
- 受領証等の再交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7
- 受領証等の返還・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7
- Q & A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P8
- 多摩市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱・・P9
- 相談窓口一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P10

この手引きは、本制度の目的や制度利用の流れ、必要な書類などを分かりやすく理解していただくために、「多摩市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（以下、要綱）」から抜粋して制度の説明を行っているものです。  
実際に制度を利用する際は、この手引きと合わせ、P9から掲載されている要綱も併せてご参照ください。

# 多摩市パートナーシップ制度とは

一方又は双方が多様な性的指向又は性自認をもつ二人が、パートナーシップ関係にあることを市に宣誓します。市はこの宣誓に対し、2人が対象者の要件を満たしていることを確認の上、パートナーシップ宣誓書受領証等を交付します。これが多摩市パートナーシップ制度です。

この制度に法的な効力はありませんが、性的指向及び性自認を理由とした生きづらさや差別・偏見の解消、地域における理解の促進につながり、多様な性と生が尊重されることを期待し実施するものです。

この制度を実施する上で必要な事項や要件、手続き等に関してまとめたものが「多摩市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」です。

## パートナーシップ制度の目的（要綱第1条）

この制度は、「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」第3条に定める基本理念（性別並びに性的指向及び性自認に起因する差別や暴力の禁止など）に基づいて、性的指向及び性自認による差別を含む諸問題に対応することで、全ての人が性別並びに性的指向及び性自認にかかわらず住みやすく暮らしやすい社会を実現することを目的としています。



©多摩市

## 用語の定義について（要綱第2条）

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互の合意のもと協力し、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した、一方又は双方が多様な性的指向又は性自認をもつ（※）二人の者の関係をいいます。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある者の双方が、多摩市長に対し、お互いがパートナーシップにあることを誓うことをいいます。
- (3) 性的指向 人の恋愛感情又は性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向をいいます。この指向については、異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛等の多様性があります。
- (4) 性自認 自分がどの性別であるかの認識をいいます。この認識については、自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいます。

※「多摩市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」では、「性的マイノリティ」「性的少数者」等と呼称されることが多い当事者について、差別を避け、市民全体の課題としてとらえるため、「多様な性的指向又は性自認をもつ（方）」という語句を用いて表現しています。

## 制度を利用できる方（要綱第3条）

制度を利用できるのは、以下のすべてに該当する、一方又は双方が多様な性的指向又は性自認をもつ2人が対象となります。

Check!

- (1) 宣誓当日において、民法第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 一方又は双方が市内に住所を有する、または3カ月以内にその予定があること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）  
がないこと及び今回宣誓を行うパートナーシップ以外のパートナーシップがないこと。
- (4) 双方の関係が民法第734条（近親者間の婚姻の禁止）及び第735条（直系姻族間の婚姻の禁止）の規定により、婚姻をすることができないものでないこと。

# 制度利用の流れ（要綱第4条）

宣誓は、以下の流れで行われます。

## ①宣誓前(宣誓日の事前予約)

- ・対象者の要件(P2参照)を確認し、必要書類(P5参照)を用意します。宣誓の様式については宣誓日当日に市が用意し、その場でご記入いただくので、用意していただく必要はありません。
- ・TAMA女性センターの窓口にお越しいただくか、電話(042-355-2110)で、宣誓書の提出日を市と調整します(ご連絡いただいた日から1~2週間後を目安)。

## ②宣誓日当日

- ・必要書類を持参の上、①で予約した日時にTAMA女性センターに**2人そろって**お越しください。
- ※窓口にてお声がけいただいた後、TAMA女性センターの相談室(個室)にお通じます。



### 一方又は双方が多摩市に住所を有する場合

- ・市指定の様式に市職員の前でご記入いただいた後、本人確認を行い、宣誓は終了です。

### 2人とも市外在住者で、一方又は双方が多摩市に転入予定である場合

- ・市指定の様式に市職員の前でご記入いただいた後、本人確認を行い、「多摩市パートナーシップ宣誓受付票(P8Q5参照)」をお渡します。これで宣誓日の手続は終了です。

## ③受領証の交付

- ・宣誓後(1~2週間を目安)交付書類が用意できましたらご連絡いたしますので、TAMA女性センターに来所してください。宣誓者本人(1人でも可)に、本人確認の上、受領証等を交付します。

## ③受領証の交付

- ・一方又は双方が転入後、改めてTAMA女性センターに連絡し、受取日の調整を行ってください。予約した受取日当日に、宣誓日当日にお渡しした「多摩市パートナーシップ宣誓受付票」の原本と「多摩市パートナーシップ届出事項変更届」に多摩市に転入したことを証明する書類を添えて提出してください。本人確認の上、受領証等を交付します。

## 必要な書類（要綱第4条）

宣誓する際は、市が用意した指定の様式に記入の上、本人確認及び要件を満たしていることの確認のため、以下の書類を提出が必要となります。

なお市の様式（多摩市パートナーシップ宣誓書・多摩市パートナーシップの宣誓に係る確認書については、当日TAMA女性センター来所時に記入していただくため準備は不要です。

	どちらか一方が多摩市内に住所を有する場合	一方又は双方が多摩市に転入予定の場合
宣誓時	<input type="checkbox"/> 住民票の写し（各1通） <input type="checkbox"/> 戸籍個人事項証明書または独身証明書（各1通）※ <input type="checkbox"/> 本人確認書類（各自）（P8Q1参照） <input type="checkbox"/> 通称名を使用していることが確認できる書類（通称名使用者のみ）	<input type="checkbox"/> 住民票の写し（各1通） <input type="checkbox"/> 戸籍個人事項証明書または独身証明書（各1通）※ <input type="checkbox"/> 本人確認書類（各自）（P8Q1参照） <input type="checkbox"/> 通称名を使用していることが確認できる書類（通称名使用者のみ）
交付書類 受取時	<input type="checkbox"/> 本人確認書類（書類を受け取る宣誓者の分のみ）	<input type="checkbox"/> 多摩市パートナーシップ宣誓書記載事項変更届 <input type="checkbox"/> 変更後の住所が確認できる書類（転入者のみ） <input type="checkbox"/> 多摩市パートナーシップ宣誓書受付票 <input type="checkbox"/> 本人確認書類（書類を受け取る宣誓者の分のみ）

※外国籍の方は、婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書類に、日本語の翻訳を添えて提出してください。

※「通称名を使用していることが確認できる書類」とは、社員証・学生証・各種郵便物・公共料金の請求書・病院の診察券・各種会員証などです。

# 交付書類（要綱第6条）

パートナーシップの宣誓をされた方には、以下の書類を、宣誓書の写しと併せて交付いたします。

## (1) 多摩市パートナーシップ宣誓書受領証

お二人が多摩市に「多摩市パートナーシップ宣誓書」を提出し、それを多摩市が受理したことを証明するものです。お二人に1枚交付します。

第3号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

交付番号 号

多摩市パートナーシップ宣誓書受領証

宣誓者（自署） 宣誓者（自署）

ふりがな 氏名.....  
（上記が通称名の場合は戸籍上の氏名）

住所.....

生年月日.....年 月 日 生年月日.....年 月 日

上記のお二人が、多摩市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第4条の規定に基づき、パートナーシップにあることを宣誓し、多摩市が多摩市パートナーシップ宣誓書及び多摩市パートナーシップの宣誓に係る報酬等を受領したことを証します。  
多摩市は、性的指向又は性自認による差別を含む諸問題に対応し、もって全ての人にとって、住みやすく暮らしやすい社会の実現を目指しています。  
この受領証は、お二人が相互の合意のもと協力し、継続的な共同生活を行うことを約し、互いを人生のパートナーとすることを宣誓したことを多摩市として証するものです。  
法的な効力を有するものではありませんが、受領証の提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

多摩市長

## (2) 多摩市パートナーシップ宣誓書受領証カード

「多摩市パートナーシップ宣誓書」の受理を証明する名刺サイズの携帯用カードです。お二人に1部ずつ交付します。

(表面)

第4号様式(第6条関係) No. \_\_\_\_\_

多摩市パートナーシップ宣誓書受領証カード

氏名: \_\_\_\_\_ 氏名: \_\_\_\_\_

上記二人が、多摩市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条に基づき、互いをパートナーとして宣誓したことを確認しました。

年 月 日 多摩市長

(裏面)

戸籍上の氏名(表面で通称名を記載した場合に使用)

氏名: \_\_\_\_\_ 氏名: \_\_\_\_\_

多摩市は、性的指向及び性自認による差別を含む諸問題に対応し、もって全ての人にとって、住みやすく暮らしやすい社会の実現を目指しています。  
このカードは、お二人が相互の合意のもと協力し、継続的な共同生活を行うことを約し、互いを人生のパートナーとすることを宣誓したことを多摩市として証するものです。  
法的な効力を有するものではありませんが、受領証カードの提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

問合せ:(問合せ先を記載)

## 記載事項の変更（要綱第7条）

宣誓書に記載した内容に変更があった場合は、多摩市パートナーシップ宣誓書記載事項変更届（第6号様式）に、変更があったことを証明できる書類を添えてTAMA女性センターに届け出てください。

Check! 記載事項の変更時に必要な書類

- (1) 多摩市パートナーシップ宣誓書記載事項変更届（第6号様式）
- (2) 交付済みの受領証等
- (3) 変更があったことを証明できる書類（住民票など）
- (4) 変更があった人の本人確認書類

## 受領証等の再交付（要綱第8条）

宣誓書の記載事項に変更があった場合や、受領証又は受領証カードを紛失、毀損、汚損（記載内容が確認できないほどの汚れ）した場合は、多摩市パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（第7号様式）をTAMA女性センターに提出することで再交付を受けることができます。

## 受領証等の返還（要綱第9条）

以下の場合は、多摩市パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（第8号様式）に受領証等を添えて返還の手続きを行ってください。

- (1) パートナーシップを解消したとき。
- (2) 転出や婚姻等により、宣誓者の一方又は双方が「多摩市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」第3条に定める要件に該当しなくなったとき。
- (3) パートナーシップの宣誓者の一方が死亡したとき。
- (4) そのほか、市長が受領証等の返還が必要と認めるとき。



# Q & A

Q1 本人確認書類は何が必要ですか？

A 以下の表を参考に、「氏名」「住所又は生年月日」を確認できるものをご用意ください。

1枚だけの提示で足りるもの(例)	2枚以上の提示が必要になるもの(例)
<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 運転免許証</li><li><input type="checkbox"/> マイナンバーカード(写真付きのもの)</li><li><input type="checkbox"/> 旅券(パスポート)</li><li><input type="checkbox"/> 写真付き住民基本台帳カード</li><li><input type="checkbox"/> 国または地方公共団体が発行した身分証明書(写真付きのもの)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 写真の貼付のない住民基本台帳カード</li><li><input type="checkbox"/> 国民健康保険、健康保険、介護保険の被保険者証</li><li><input type="checkbox"/> 国民年金手帳</li><li><input type="checkbox"/> 学生証、法人が発行した身分証明書や、国または地方公共団体が発行した資格証明書うち写真付きのもの</li></ul>

Q2 申請をするのに費用はかかりますか？

A 宣誓に費用はかかりませんが、必要書類の交付手数料等が必要になります。

Q3 郵送で宣誓を行うことはできますか？

A 相互の合意や本人確認ができないため、郵送での手続きはできません。お二人でTAMA女性センターにお越しいただき、手続きをお願いいたします。

Q4 受領証等は、宣誓日に受け取ることができますか？

A 受領証等の発行に時間を要するため、即日の交付は行っておりません。宣誓から1~2週間程度後に、改めて連絡いたします。

Q5 「多摩市パートナーシップ宣誓受付票」とは何ですか？

A 宣誓者双方が多摩市外に住所を有する場合、どちらか一方又は双方が多摩市に転入するまで、受領証等の代わりとしてお渡しするのが「多摩市パートナーシップ宣誓受付票」です。多摩市転入時に物件を探す際など、二人が多摩市でパートナーシップの宣誓をする準備を進めていることを示すためにご利用ください。

Q6 宣誓書は、どのぐらいの期間保存されますか？

A 30年間です。ただし、宣誓書が破棄されても受領証等の効力が切れるわけではありませんので、30年経過後も受領証等はそのままご利用いただけます。

# 多摩市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

多摩市告示第18号

多摩市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(案)を次のとおり定める。

令和4年1月17日  
多摩市長 阿部 裕行

## 多摩市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めることにより、多摩市女と男の平等参画を推進する条例(平成25年多摩市条例第38号)第3条に定める基本理念に基づき、性的指向及び性自認による差別を含む諸問題に対応し、もって全ての人が性別並びに性的指向及び性自認にかかわらず住みやすく暮らしやすい社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互の合意のもと協力し、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した、一方又は双方が多様な性的指向又は性自認をもつ二人の者の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある者の双方が、多摩市長(以下「市長」という。)に対し、お互いがパートナーシップにあることを誓うことをいう。
- (3) 性的指向 人の恋愛感情又は性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向をいう。
- (4) 性自認 自分がどの性別であるかの認識をいう。

### (宣誓をする者の要件)

第3条 パートナーシップにある当事者は、次の各号のいずれにも該当するときは、宣誓をすることができる。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。  
ア 一方又は双方が多摩市内(以下「市内」という。)に住所を有すること。  
イ 双方が多摩市外に住所を有する者のうち、その一方又は双方が3か月以内に市内に住所を有する見込みであること。
- (3) 配偶者(婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。)を有しないこと及び当該宣誓に係る相手方以外にパートナーシップにある者を有しないこと。
- (4) 双方の関係が民法第734条の規定による近親者間の婚姻の禁止又は第735条の規定による直系姻族間の婚姻の禁止により、婚姻をすることができないとされるものでないこと。

### (宣誓の方法)

第4条 宣誓は、多摩市(以下「市」という。)のパートナーシップに関する事務を担当する部署の窓口において、多摩市パートナーシップ宣誓書(第1号様式。以下「宣誓書」という。)及び多摩市パートナーシップの宣誓に係る確認書(第2号様式。以下「確認書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより行う。

- (1) 宣誓をしようとする者の住民票の写し(宣誓をする日前3か月以内に発行されたものに限る。)
- (2) 戸籍個人事項証明書又は独身証明書(宣誓をする日前3か月以内に発行されたものに限る。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
2 前項各号に掲げる書類は、宣誓をしようとする者の一方又は双方が外国籍を有する等の理由によりこれを提出できない特別の事情があると市長が認めるときは、市長が認める書類をもってこれに代えることができる。  
3 宣誓をしようとする者が前条第2号イに該当する場合は、宣誓をした日から3か月を経過する日(その日がパートナーシップに関する事務を担当する部署において執務を行わない日である場合は、その直前の執務を行う日)までに、市内に住所を有することが確認できる書類を提出しなければならない。  
4 宣誓をしようとする者の一方又は双方が宣誓書及び確認書に自ら署名することができないときは、市の職員及び当該宣誓をしようとする者双方の立会いの下で、他の者が代わりに署名することができる。  
5 宣誓をしようとする者は、宣誓をする日時等について、事前に市と調整するものとする。

### (通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、宣誓において戸籍簿に記載された氏名(外国人にあっては、これに準ずるもの。以下この条において「本名」という。)又は通称名(本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。)のいずれかを使用することができる。

2 前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、宣誓に際し、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を提示するものとする。

(受領証等の交付)

第6条 市長は、第4条の規定により宣誓がされた場合において、当該宣誓をした者が第3条に定める要件に該当すると認めるときは、その者に対し、多摩市パートナーシップ宣誓書受領証(第3号様式。以下「受領証」という。)及び多摩市パートナーシップ宣誓書受領証カード(第4号様式。以下「受領証カード」という。)(以下これらを「受領証等」という。)に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。ただし、宣誓をした者が第3条第2号イに該当するときは、受領証等に代えて多摩市パートナーシップ宣誓書受付票(第5号様式。以下「受付票」という。)を交付するものとし、その者が宣誓をした日以後3か月以内に当該受付票及び市内に転入したことが確認できる書類を提出したときは、受付票と引き換えに受領証等を交付するものとする。

(宣誓書記載事項の変更)

第7条 前条の規定により受領証等又は受付票の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、宣誓書の記載事項に変更があった場合は、多摩市パートナーシップ宣誓書記載事項変更届(第6号様式。以下「変更届」という。)に、その事実を証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

2 第4条第4項の規定は、前項の規定による記載事項の変更の届出について準用する。

(受領証等の再交付)

第8条 宣誓者は、前条の規定により宣誓書の記載事項の変更を届け出たときは、多摩市パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(第7号様式。以下「再交付申請書」という。)により市長に申請することにより、受領証等の再交付を受けることができる。受領証又は受領証カードを紛失し、毀損し、又は汚損したときも同様とする。

2 第4条第4項の規定は、前項の規定による再交付の申請について準用する。

(受領証等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、多摩市パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(第8号様式。以下「返還届」という。)に受領証等を添えて市長に届け出なければならない。ただし、紛失等により受領証等の返還が困難である場合その他市長が特に認める場合は、返還届により届け出るものとする。

- (1) パートナーシップを解消したとき。
- (2) 第3条に定める要件に該当しなくなったとき。
- (3) パートナーシップの当事者の一方が死亡したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が受領証等の返還が必要と認めるとき。

2 第4条第4項の規定は、前項の規定による返還の届出について準用する。

(本人確認)

第10条 市長は、宣誓をしようとする者又は宣誓者が宣誓書及び確認書、変更届、再交付申請書又は返還届を提出するときは、当該書類を提出する者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げるいずれかの書類の提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、氏名及び住所が記載され、本人の写真が表示されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

(無効となる宣誓)

第11条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、効力を有しないものとする。ただし、第3号に該当するに至った場合又は第4号に該当する場合は、当該各号に該当する事由が生じた時点において効力を失うものとする。

- (1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
- (2) 宣誓の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第3条に定める要件に該当しないとき。
- (4) 市内への転入を証明する書類を第4条第3項に規定する期限内に提出しなかったとき。

(返還又は無効に係る交付番号の公表)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、第9条の規定により返還された受領証等及び前条の規定により効力を有しないものとされ、又は効力を失った宣誓に係る受領証等(以下「返還等受領証等」という。)に記載された交付番号(受領証等ごとに付加された番号をいう。)を公表することができる。

(宣誓書の保存)

第13条 市長は、宣誓書を30年間保存するものとする。ただし、第9条及び第11条の規定により返還され、又は無効とされ、若しくは失効した場合の返還等受領証等及び当該宣誓に係る宣誓書については、これを廃棄するものとする。

(啓発)

第14条 市長は、市民及び事業者に対し、この要綱による宣誓の趣旨が適切に理解され、宣誓者に対して公平かつ適切な対応が行われるよう、啓発活動を行うものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

# 相談窓口一覧

相談窓口	電話番号など	受付日時
多摩市 LGBT電話相談 (TAMA女性センター)	042-355-2112	毎月第3火曜日 偶数月：14時～18時 奇数月：16時～20時 (祝日・年末年始除く)
東京都 Tokyo LGBT相談専門 電話相談	03-3812-3727	毎週火曜日・金曜日 18時～22時 (祝日・年末年始除く)
東京都 性自認及び性的指向に関する 専門LINE相談 (LGBT相談@東京)	下記二次元バーコード を読み取る、または LINEの「公式アカウント」から、「LGBT相談 @東京」で検索し登録 	毎週月曜日・木曜日 17時～22時 (受付は21時30分まで) (祝日・年末年始除く)
よりそいホットライン (セクシュアル・マイノリティ専 門ライン)	つなぐ ささえる 0120-279-338 (ガイダンスの後「4」 を押すと、セクシュアル マイノリティ専門ライン につながります)	24時間365日

## 多摩市パートナーシップ制度利用の手引き

発行：多摩市 くらしと文化部 平和・人権課

作成：令和4年1月

担当：多摩市くらしと文化部

平和・人権課男女平等参画担当

TEL：042-355-2110

FAX：042-339-0491